

苫小牧市老人医療助成制度 廃止(案)

【廃止(案)の概要】

1か月に支払われた保険診療(入院のみ)の医療費が負担基準額を超えた場合に、支給限度額の範囲内で助成する制度の廃止を検討しています。

対象)65歳から69歳の方 <65~67歳の方(所得制限あり)、68・69歳の方(所得制限なし)>

負担基準額と支給限度額

負担区分	負担基準額	支給(限度)額
現役並み所得者①	80,100円	172,500円
現役並み所得者②		87,300円
一般①	44,400円	35,700円
一般②		13,200円
低所得者	24,600円	10,800円

◎ 廃止予定時期:平成30年8月1日

負担区分について

●現役並み所得者	同一世帯に一定額以上の所得(課税所得が145万円以上)の老人医療費(入院)受給者がいる方 ※ ただし、同一世帯にいる65歳以上の方の収入額の合計が一定額未満(単身世帯では383万円、二人以上の世帯で520万円)の場合は、申請により一般となります
●一般	課税所得が145万円未満の方 ※ ただし、課税所得が145万円以上でも、同一世帯にいる老人医療費(入院)受給者の各所得からそれぞれ33万円を引いた合計の額が210万円以下の方は一般となります
●低所得者	同一世帯のすべての世帯員が市民税非課税である方

【廃止に係る経緯】

苫小牧市の老人医療助成制度は、国の高額療養費制度に上乘せする形で65歳から69歳までの方を対象とし、入院時の自己負担額の軽減を図る制度となっています。

この老人医療助成制度については、北海道は平成16年から段階的な廃止を実施し、道内の他市町村もあわせて廃止を決定する中、苫小牧市以外では北斗市のみが医療費の一部自己負担額を助成しています。

なお、平成27年1月に国の医療保険制度改革により高額療養費自己負担限度額が所得に応じ細分化されたことにより、老人医療助成制度利用の有無に関わらず対象者の多くは自己負担額が軽減される状況となっています。

また、高齢化社会の到来に伴う社会保障経費の増大等の理由により、平成29年8月から段階的に70歳以上の方の高額療養費制度の自己負担額の引上げが予定されており、本市の65歳から69歳までの老人医療助成対象者と70歳以上の高額療養費制度対象者との間で世代間における負担格差が生じつつあることから(別紙参照)、本市では本事業の廃止を検討しています。